

# 青森県報

第千九百七十号

平成十四年一月十五日(火曜日)

## 目次

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課)……………一
- 公有水面埋立ての免許……………(漁港漁場整備課)……………一
- 右 同……………(同)……………二
- 右 同……………(同)……………三
- 公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(同)……………四
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(経営振興課)……………四
- 建設業者の許可の取消し……………(八戸土木事務所)……………五
- 出先機関……………(八戸土木事務所)……………五
- 土地改良区の役員の就任……………(東地方農林水産事務所)……………五
- 右 同……………(中地方農林水産事務所)……………六
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(西地方農林水産事務所)……………六
- 雑報……………(新幹線・交通政策課)……………七
- 北海道新幹線(新青森・札幌間)の環境影響評価書の縦覧……………(新幹線・交通政策課)……………七

## 告 示

### 青森県告示第十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十四年一月十五日

青森県知事 木村守男

氏名称又は 名称又は 名	氏名称又は 名	指定居宅サービス事業者
主たる事務所の 所在地又は住所	社会福祉法人 八千代会	居宅サービス の種類
痴呆対応 型共同生活 介護施設	下北郡川内町大 字川内字獅子畑 一四の四	居宅サービス事業を 行う事業所
名 称	グループホーム ムせせらぎ	所在地
所 在 地	下北郡川内町 大字川内字獅子 畑一四の四	指 定 年 月 日
平 成 三・三・三六		

### 青森県告示第十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十三年十二月二十八日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十四年一月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島二丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島二丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

下北郡佐井村大字佐井字矢越六八の五、六八の一、六八の二及び六八の三の地

先公有水面

2 区域

次の①の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位(T・P・プラス〇・六四二メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 下北郡佐井村大字佐井字矢越地内に設置された「二等三角点 矢越」

(北緯四一度二四分四〇秒、東経一四〇度五一分一五秒) から三〇七

度五九分一五秒一、〇七四・二二八メートルの地点

②の地点 ①の地点から三八度五〇分一三秒二九・八六三メートルの地点

③の地点 ②の地点から一二一度四一分四九秒二三・六八七メートルの地点

④の地点 ③の地点から二〇〇度五五分〇一秒二九・九三三メートルの地点

3 面積

七四九・〇五平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡佐井村大字佐井字矢越六八の六、六八の五、六八の一、六八の二、六八の三及び八一の地先公有水面

2 区域

次の①の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを

結ぶ春分・秋分の日の満潮位(T・P・プラス〇・六四二メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 下北郡佐井村大字佐井字矢越地内に設置された「二等三角点 矢越」

(北緯四一度二四分四〇秒、東経一四〇度五一分一五秒) から三〇七

度五九分一五秒一、〇七四・二二八メートルの地点

②の地点 ①の地点から三八度五〇分一三秒二四・七三三メートルの地点

③の地点 ②の地点から三〇八度〇九分一九秒一〇・〇〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から三八度五〇分一三秒一八・〇六三メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一二〇度四一分四九秒三九・四八九メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二〇〇度五五分〇一秒一四・八七二メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二九二度二八分五一秒一〇・〇〇〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二〇〇度五五分〇一秒二七・九一八メートルの地点

3 面積

一、三九四・八四平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十三年十二月二十八日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十四年一月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島二丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島二丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

下北郡東通村大字尻屋字ツボケ沢四一の八、水路及び四一の二の地先公有水面

面

2 区域

次の①の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位(T・P・プラス〇・七九七)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 下北郡東通村大字尻屋字ツボケ沢地内に設置された「四等三角点 ア

タカ」(北緯四一度二四分〇〇秒、東経一四一度二八分〇一秒)から

二三八度一分一三秒九〇七・一四七メートルの地点

②の地点 ①の地点から一〇二度一〇分〇三秒三三・六五メートルの地点

③の地点 ②の地点から一九二度一〇分〇三秒五一・三〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から二八二度一〇分〇三秒七・一九メートルの地点

3 面積

一、一九三・九五平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡東通村大字尻屋字ツボケ沢四一の八、水路及び四一の二の地先公有水面

面

2 区域

次の①の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位(T・P・プラス〇・七九七)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 下北郡東通村大字尻屋字ツボケ沢地内に設置された「四等三角点 ア

タカ」(北緯四一度二四分〇〇秒、東経一四一度二八分〇一秒)から

二三八度四七分四四秒九〇二・七三五メートルの地点

②の地点 ①の地点から一〇二度一〇分〇三秒四六・一〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から一九二度一〇分〇三秒六一・三〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から二八二度一〇分〇三秒一七・一九メートルの地点

3 面積

二、一五〇・七四平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十三年十二月二十八日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十四年一月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一四〇の二〇の地先公有水面

2 区域

次の①の地点から④の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と④の地点とを結ぶ平成三年六月七日付け青森県指令第二六三四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(東京湾中等潮位プラス〇・五五三メートルにより決定)により囲まれた区域

①の地点 東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田二一七に設置された蓬田漁港原点から

一四二度二六分一七〇・五五メートルの地点

②の地点 ①の地点から八三度〇〇分九〇・八九メートルの地点

③の地点 ②の地点から一七三度〇〇分九・八二メートルの地点

④の地点 ③の地点から二六三度〇〇分九〇・八九メートルの地点

3 面積

八九二・五二平方メートル  
三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一四〇の二〇及び一四二の三六の地先公有水面

2 区域

次のアの地点からカの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とカの地点を結ぶ平成三年六月七日付け青森県指令第二六三四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（東京湾中等潮位プラス〇・五五三メートルにより決定）により囲まれた区域

アの地点 東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田二一七に設置された蓬田漁港原点から

一四〇度三十八分一六二・〇二メートルの地点

イの地点 アの地点から八三度〇〇分一〇〇・八九メートルの地点

ウの地点 イの地点から一七三度〇〇分二三・三七メートルの地点

エの地点 ウの地点から二六三度〇〇分一〇・〇〇メートルの地点

オの地点 エの地点から三五三度〇〇分三・五五メートルの地点

カの地点 オの地点から二六三度〇〇分九〇・八九メートルの地点

3 面積

二、〇三五・一〇平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十二年七月五日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十一条第一項の規定により、平成十三年十二月二十八日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで平内町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十四年一月十五日

青森県知事 木村守男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字東田沢字田沢一二五番、一二六番及び一四二番の地先公有

水面

2 区域

次の①の地点から⑥の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位（東京湾中等潮位プラス〇・五五三メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 東田沢港東防波堤灯台（北緯四〇度五九分四〇秒、東経一四〇度五五分一五秒）から一四七度〇〇分四五七・五〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から一一三度〇〇分四・五〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から二〇三度〇〇分〇・五八メートルの地点

④の地点 ③の地点から一一三度〇〇分四八・〇〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二三度〇〇分〇・五八メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一一三度〇〇分五四・三〇メートルの地点

3 面積

三、四一五・〇四平方メートル

公告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同

条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年一月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン柏ショッピングセンター

西津軽郡柏村大字稲盛字幾世四一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンモール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役社長 川戸義晴

三 柏村の意見の概要

意見なし

四 近隣住民の意見の概要

説明会にて説明を聞いたが、私たちの家が店舗に隣接していて、私たちの倉庫と畑のために遮音壁を建てるそうだが、遮音壁を建てられると私たちの土地に雪が溜まってしまふので困る。営業時間の一時延長は、私たちも便利になるし地域の発展にもなるので大賛成だが、今までよりも音が大きくなるわけではなく、今と同じ音が一時延長するだけなら店舗からの音よりも道路を走る車のほうがうるさいので気にならない。遮音壁は是非無くして欲しい。

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び柏村役場

2 期間

平成十四年一月十五日から同年二月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、柏村役場にあつては、その執務時間内とする

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年一月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 西館板金

二 氏名 西館進

三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字沖田面字下村九の一

四 許可番号 青森県知事許可（般一―二）第一五二四八号

五 取消年月日 平成十三年十二月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

屋根、板金工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十三年十二月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、平内町土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年一月十五日

東地方農林水産事務所長 山 口 忠 久

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	鳥谷部建雄	七 東津軽郡平内町大字清水川字道果一八の	平成一三・三・三

須藤 光生	大字 山口字 山口六五	
三津谷善雄	大字 浅所字 浅所三	
" "	" "	" "

土地改良区の役員の内任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鬼沢橋木土地改良区から、次のとおり役員の内任があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年一月十五日

中南方農林水産事務所長 佐々木 勝 英

役員の内任別	氏名	住 所	就任の年月日
理事	泉田雄三郎	弘前市大字橋木字用田七四の三	平成三・三・七

土地改良区の役員の内任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鳴沢土地改良区から、次のとおり役員の内任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年一月十五日

西地方農林水産事務所長 熊 谷 宏

役員の内任別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	神 四平	西津軽郡鰺ヶ沢町大字小屋敷町字袖ヶ崎九〇	平成三・二・六就任
"	今 崇	馬屋前田二五	"
"	秋元 清造	山三四の二	"
"	"	大字北浮田町字外	"
"	"	大字南浮田町字米	"

神 義秋	二の二	"	"
木村 辰男	沢八七の二	大字建石町字餅ノ	"
長谷川廣志	須一五四の四二	大字北浮田町字今	"
長谷川 萬之丈	須前田七の一	" 字今	"
神 宣雄	二七	大字湯舟町字七尾	"
神 蔵次郎	山二八の一	大字南浮田町字米	"
宮本 辰雄	須一五四の三二	大字北浮田町字今	"
神 正一	四〇の一	大字湯舟町字七尾	"
諏訪 松雄	一一三の二	大字建石町字島田	"
神 四平	ヶ崎九〇	大字小屋敷町字袖	一三・二・三退任
今 崇	馬屋前田二五	大字北浮田町字外	"
秋元 清造	山三四の二	大字南浮田町字米	"
長谷川 聡	草二〇	大字北浮田町字兼	"
神 末一	四四	大字湯舟町字七尾	"
木村 辰男	沢八七の二	大字建石町字餅ノ	"
神 義秋	山二の二	大字南浮田町字米	"
長谷川廣志	須一五四の四二	大字北浮田町字今	"
神 蔵次郎	山二八の一	大字南浮田町字米	"
宮本 辰雄	須一五四の三二	大字北浮田町字今	"
木村 貢	一三九	大字建石町字島田	"

雑報

神
宣雄
二七
大字湯舟町字七尾
〃

北海道新幹線(新青森・札幌間)の環境影響評価書の縦覧についての公告

北海道新幹線の環境影響評価書を作成したので、次のとおり公告する。

平成十四年一月十五日

日本鉄道建設公団総裁 松尾道彦

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名 称 日本鉄道建設公団

2 代表者の氏名 総裁 松尾道彦

3 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町二丁目一四の二

二 対象事業の名称、種類及び規模

1 名 称 北海道新幹線(新青森・札幌間)

2 種類 新幹線鉄道の建設に係る事業

3 規模 青森県青森市から北海道札幌市間 延長 約三六〇キロメートル

三 対象事業が実施されるべき区域

1 起 点 青森県青森市

2 終 点 北海道札幌市

3 主な経過地 北海道函館市付近、北海道長万部町付近、北海道小樽市付近

四 関係地域の範囲

《青森県》青森市、蟹田町、今別町、蓬田村、三厩村及び小泊村

《北海道》札幌市、小樽市、福島町、知内町、木古内町、上磯町、大野町、七飯町、八雲町、長万部町、厚沢部町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、共和町、仁木町、余市町、赤井川村及び豊浦町

五 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

1 縦覧の場所

日本鉄道建設公団盛岡支社青森鉄道建設所

青森県国土整備部監理課東北新幹線室

青森市都市整備部都市政策課新幹線・高速交通対策室

青森市油川市民センター

蟹田町政策課

今別町企画課

蓬田町企画課

三厩町企画課

小泊町企画調整課

2 縦覧の期間

平成十四年一月十六日(水)から同年二月十五日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く(青森市油川市民センターを除く。))

3 縦覧の時間

九時から十七時まで(ただし、市町村によっては異なることがある。)

六 問い合わせ先

《青森県関係》日本鉄道建設公団盛岡支社計画部調査課

(電話〇一九一六二六―九六二八)

《北海道関係》日本鉄道建設公団札幌工事事務所総務課

(電話〇一一―三三一―三四五六)